

平成19年  
第2回

# 定例会会議録

平成19年10月26日 開会  
平成19年10月26日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成19年第2回東京たま広域資源  
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第8号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の 認定について	8
議案第9号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第1号)	18
閉会	21

平成19年第2回東京たま広域資源  
循環組合議会定例会議事日程

平成19年10月26日(金)

午後 1時30分

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 管理者報告

日程第5 議案第8号

平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第9号

平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第1号)

出席議員

第1番	対間	康久	君	第2番	中島	光男	君
第3番	土屋	美恵子	君	第4番	田中	順子	君
第5番	山井	正作	君	第6番	稲津	憲護	君
第7番	臼井	伸介	君	第8番	宮本	和実	君
第9番	佐藤	洋子	君	第10番	遠藤	百合子	君
第11番	宮崎	照夫	君	第12番	渡辺	眞	君
第13番	鈴木	忠文	君	第14番	亀倉	順子	君
第15番	石塚	陽一	君	第16番	小野沢	久	君
第17番	谷田部	和夫	君	第18番	関野	杜成	君
第19番	友野	ひろ子	君	第20番	阿部	利恵子	君
第21番	高山	晃一	君	第22番	小林	義治	君
第23番	原島	茂	君	第24番	瀧島	愛夫	君
第25番	稲垣	裕二	君	第26番	上野	勝	君

説明のため出席した者

管理者	石川	良一	君	副管理者	竹内	俊夫	君
副管理者	黒須	隆一	君	副管理者	星野	繁	君
事務局長	中村	豊	君	総務課長	風間	智	君
参事兼事業課長	細谷	昌平	君	参事兼環境課長	花本	由紀	君
参事兼企画調整課長	原島	利行	君	管理センター長	矢島	一夫	君
エコセメント担当参事	太田	哲郎	君	会計管理者	山口	功	君

職務のため出席した者

書記	別所	広之	君	書記	本木	直明	君
書記	矢野	喜之	君	書記	上村	彰	君

平成19年第2回東京たま広域  
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成19年10月26日(金)

午後 1時25分

場 所 東京自治会館大会議室

午後 1時25分 開会

○議長(小林 義治君) 定刻となりました。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、組合収入役人事の異動が行われたことにつきまして、事務局より報告及び紹介をお願いします。

事務局長。

○事務局長(中村 豊君) 組合人事におきまして、組合収入役の異動がございましたので、口頭で御報告させていただきます。

本年9月30日付で組合収入役でございます稲城市の田野倉収入役が稲城市の収入役を退任されまして、本年4月から施行された組合同規約附則により、組合の収入役の職も失うこととなりました。このため、組合同規約第12条によりまして、10月1日付で組合会計管理者といたしまして、同じく稲城市の会計管理者となりました山口功氏を選任いたしましたので、報告させていただきますとともに御紹介をさせていただきます。

○会計管理者(山口 功君) 山口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(小林 義治君) ありがとうございます。

それでは、本日の会議を開きます。

【日程第1】 諸般の報告

○議長(小林 義治君) 日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告は、指定の記者席から行うものとします。

記者の皆様のご協力をお願いいたします。

## 〔日程第2〕 会議録署名議員の指名

○議長（小林 義治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第10番、遠藤百合子議員、第26番、上野勝議員を指名いたします。

## 〔日程第3〕 会期の決定

○議長（小林 義治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 義治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

## 〔日程第4〕 管理者報告

○議長（小林 義治君） 日程第4、管理者報告を行います。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 平成19年第2回組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会では、平成18年度一般会計歳入歳出決算の認定及び平成19年度一般会計補正予算の2件の議案につきましてご審議をお願いするものでございます。

私からは、7月の臨時会以降の本組合を取り巻く最近の状況につきまして申し上げます。

初めに、裁判をめぐる状況でございますが、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場の建設差止等請求訴訟につきましては、一審で勝訴いたしました。現在、東京高裁で控訴審の審理が行われております。

また、エコセメント化施設の操業差止請求訴訟につきましては、現在、東京地裁で審理が行われております。

訴訟に関しましては、今後も万全の態勢で対応してまいります。

次に、エコセメント事業でございます。

エコセメント化施設につきましては、昨年7月の本格稼働以降、順調に稼働し、月にエコセメントを約1万トン製造、出荷しております。

道路側溝などのエコセメント二次製品は、今年度、都建設局の土木材料仕様書で原則使用とされたことによりまして、各組織団体の仕様書にもそれが反映をされまして、使用されてきております。

また、その二次製品がエコセメントでつくられたものであるかがわかるように、循環組合は二次製品にエコタローマークがつけられる認証制度をこの3月に設けました。9月末現在、12社、15工場が認証を受けるなど、広がりを見せております。

各組織団体の議会におかれましても、3Rの推進のため、エコセメントあるいはその製品の利用がさらに推進されますよう、御協力のほどお願いを申し上げる次第であります。

谷戸沢、二ツ塚両処分場及びエコセメント化施設につきましては、これまで同様、細心の注意を傾け、日の出町や地元自治会の御理解と御協力を得ながら、適切かつ万全の態勢で管理を図ってまいります。

今後とも本組合の事業推進に向け、組合議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小林 義治君） ありがとうございます。

続いて、事務局より経過報告の説明を願います。

事務局長、中村君。

○事務局長（中村 豊君） それでは、7月26日に開きました第1回議会臨時会以降の私ども組合事業の経過についてご報告いたします。

申しわけございません。長くなりますので、着席してご報告させていただきます。

議案書がございますけれども、議案書の3ページをごらん願います。組合議会定例会議案書でございます。

谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の前回以降の経過報告でございます。

まず、谷戸沢処分場関係でございますけれども、8月31日、31回目の環境影響評価委員会を開催いたしております。

これは、谷戸沢処分場の建設当初から、東京都の環境影響評価条例の施行に先立ちまして、自主的に実施してきた環境アセスメントについて現在も引き続き実施をしまして、関係者にご報告しているものでございます。

当日は、秋川流域3市町村の委員の皆様にも、平成18年度の各種調査結果を御報告いたしまして、埋め立て終了後も、周辺環境に影響を与えることなく、安全な管理が行われていることを確認していただいております。

次に、9月3日、谷戸沢処分場の地元、第三自治会の監視委員会におきまして、平成19年度第1四半期の調査結果をもとに、水質等がこれまでと同様、安定的に推移していることを報告いたしております。

次に、二ツ塚処分場関係でございますけれども、9月4日、地元第22自治会の対策委員会におきまして、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の平成19年度第1四半期の調査結果をもとに、水質や排ガスの性状がこれまでと同様、安定的に推移していることをご報告いたしております。

組合では、引き続き、両処分場及びエコセメント化施設につきまして、安全な管理、運営を行ってまいります。

続きまして、環境関係についてご報告いたします。

議案書の4ページをごらんください。

8月16日から23日までの1週間、及び10月18日から25日までの1週間、二ツ塚処分場敷地内における環境大気中のダイオキシン類調査を実施してございます。これは、年4回実施するものでございまして、本年度の夏期、秋期分として実施しております。

9月10日には、19年度第1四半期に実施しました水質等調査結果のまとめを公表しております。

調査結果でございますけれども、両処分場とも従来の調査結果と比較し、大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。また、エコセメント化施設につきましても、排ガスや下水道放流水の調査結果から、同様に周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。これらにつきましては、既に組合のホームページでも公表いたしておるところでございます。

次に、裁判関係についてご報告申し上げます。

議案書の5ページをごらんいただきます。

現在、循環組合関連で4件の訴訟が提起されております。本組合が被告になっているものの2件、東京都などが被告になっているものが2件ございます。

まず、私ども循環組合が被告になっているものでございますけれども、1つ目は、一般廃棄物最終処分場建設差止等請求訴訟でございます。

この訴訟は、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場に埋め立てたすべての廃棄物の撤去、二ツ塚処分場への廃棄物搬入及び埋め立ての禁止等を求めるものでございます。

昨年の9月に第一審の判決がございまして、組合側が全面勝訴いたしております。その後、原告側が控訴いたしまして、現在、東京高裁で争点整理が行われております。

2つ目は、エコセメント化施設操業差止請求訴訟でございます。

この訴訟は、エコセメント化施設から排出される有害物質の拡散などにより、環境破壊をもたらすなどとして施設の建設を差し止めるという内容で提訴されまして、その後、操業差止へ趣旨変更が申し立てられております。

この訴訟は、現在、東京地裁八王子支部におきまして、専門委員制度を活用して審理が進められておりまして、争点を整理中でございます。



次に、東京都などが被告になっているもので、循環組合の事業と密接に関連するものについて御説明いたします。

事業認定取消請求訴訟と収用裁決取消請求訴訟でございます。

この訴訟は、都が二ツ塚処分場建設に際して行った事業認定及び都収用委員会が行った収用裁決の取り消し等を求めて提訴されているものでございます。

この裁判は、併合審理がされておりまして、第一審は被告である都知事及び都収用委員会が全面勝訴しております。

その後、原告の一部が控訴いたしまして、本年10月29日に結審の予定と聞いております。

なお、ここには記載はございませんけれども、このほかに立川市及び日野市におきましてエコセメント化施設に対する違法公金支出差止等請求訴訟が提起されております。

日野市の訴訟は、第一審、第二審ともに、市が全面勝訴しておりますが、その後、原告が上告したと聞いております。

立川市の訴訟につきましては、第一審は市が全面勝訴しておりますけれども、その後、原告が控訴したと聞いております。

私ども循環組合といたしましては、今後とも組織団体や東京都と協力して対応してまいります。

続きまして、6ページの広報関係その他をごらん願います。

大変恐縮でございますけれども、上から4行目の8月23日日曜日となっている三多摩は一つなり交流事業でございますけれども、実施の曜日が木曜日の誤りでございます。おわびを申し上げますとともに、訂正のほどをお願い申し上げます。

それでは、事業内容の説明をさせていただきます。

まず、夏休み処分場見学会でございます。

この見学会は、平成10年度から、多摩地域の廃棄物の現状と循環組合の事業への理解を深めていただくために実施しているものでございます。

今年度は、8月8日と22日の両日に実施しておりまして、親子の方と一般の方、2日間合計で129名の方にご参加をいただきまして、大変ご好評をいただいております。

次に、三多摩は一つなり交流事業でございます。

この事業は、日の出町と組織団体の住民同士が、文化やスポーツなどを通じて交流を深めるために実施してございます。

今年度は、8月18日に三鷹市を皮切りに、現在まで5回実施されております。参加者からも大変好評を得ております。

たまエコニュースでございますけれども、四半期ごとに組織団体と日の出町の全世帯等を対象に、135万部発行してございます。先月30日発行の第43号では、エコセメント化施設の本格稼働により、二ツ塚処分場の埋立量が大幅に減少したことなどの記事を掲載してお

ります。

続きまして、7ページのエコセメント関係について御報告いたします。

エコセメント化施設は、昨年7月の本格稼働以来、焼却残さを埋立処分することなく、全量をエコセメント化施設に受け入れまして処理し、エコセメントを出荷するなど順調に稼働しております。

ことしの7月と8月の焼却残さ受入量及びエコセメント出荷量は、記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（小林 義治君） 以上をもって報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第45条の規定によりまして、同一議題について、1人2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

以上をもって管理者報告を終わります。

〔日程第5〕議案第8号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小林 義治君） 日程第5、議案第8号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま議題となっております議案第8号 平成18年度一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算収支につきましてご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

決算額は、記載にございますように、歳入歳出予算現額141億6,399万9,000円に対しまして、歳入決算額は141億7,710万4,274円、歳出決算額は135億7,834万3,852円でございます。

歳入歳出差引額は5億9,876万422円となっております。また、この額が本年度へ繰り越す額となっております。

続きまして、平成18年度決算の概要についてご説明を申し上げます。

議案書12ページ、13ページをお開き願います。

歳入でございますが、負担金は各組織団体へお願いしているものであります。

繰越金は、エコセメント化施設建設工事の翌年度繰り越しなどの要因によります。

諸収入は、エコセメント化施設の運營業務受託者が使用した公共料金が見込みよりやや多くなったため、増となっております。

また、国・都支出金並びに組合債につきましては、すべてエコセメント化施設建設工事に対する繰越明許費の繰越財源収入でございます。

議案書の14ページ、15ページをお開きをお願いいたします。

歳出でございますが、支出済額で主なものは衛生費が97億円余、公債費が26億円余、諸支出金が10億円余となっております。

衛生費の主な支出を申し上げますと、二ツ塚処分場費15億円余、エコセメント事業費74億円余などがございます。諸支出金は繰越金の基金への積み立てなどがございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りのほどお願いを申し上げます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小林 義治君） 引き続き、事務局より内容説明をお願いいたします。

事務局長、中村君。

○事務局長（中村 豊君） まず、議案第8号の説明に入ります前に、大変恐縮でございますが、お手元に配付させていただきました歳入歳出決算書及び決算関係調書の11ページをお開き願います。

11ページに誤りがございますので、おわびをさせていただくとともに、訂正をお願い申し上げます。

別紙に正誤表も配付させていただきましたけれども、11ページの中段の第3款 繰越金で上段見出しの調定額及び収入済額の欄におきまして、節の金額が款項目の欄ではゼロ円となっておりますけれども、正しくは正誤表どおりとなります。恐れ入りますけれども、訂正のほどをお願い申し上げます。

それでは、議案第8号の説明をさせていただきます。

少し長くなりますので、また着席にてご説明をさせていただきます。

それでは、私からは、今、ごらんいただいております別冊の歳入歳出決算書及び決算関係調書によりまして、款項目別の概要につきましてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、万円未満を「余」として省略して説明をさせていただきます。

まず、決算書及び決算関係調書の9ページをお開き願います。

9ページ以降が決算事項別明細書となっております。

続きまして、その次の10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入についてでございます。

右の欄の収入済額の欄をごらんいただければと思います。

第1款 分担金及び負担金でございますけれども、予算額どおり93億8,450万円余を収入いたしております。

次に、第2款 財産収入でございますけれども、各種基金の預金利子、土地等の貸付収入など824万円余でございます。

第3款 繰越金でございますけれども、平成17年度からの決算繰越金17億8,890万円余でございます。このうち、6億5,932万円余は、エコセメント化施設建設事業に係る繰越明許費繰越額でございます。

第4款 諸収入5億4,237万円余は、エコセメント化施設運營業務受託者使用公共料金4億7,984万円余、エコセメント等売却益5,485万円余などでございます。

次に、第5款 国庫支出金4億1,537万円余及び第6款 都支出金2億6,539万円余は、エコセメント化施設建設工事に係る廃棄物処理施設整備費補助金の繰越事業費繰越財源でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

第7款 組合債のエコセメント化施設建設事業債17億7,230万円につきましても、繰越事業費の繰越財源でございます。

一番下の欄をごらんいただきまして、平成18年度の歳入合計は141億7,710万円余となっております。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございます。

右のページの支出済額の欄をごらん願います。

まず、第1款 議会費でございます。議員報酬など組合議会に要した経費854万円余でございます。不用額の306万円余は、主に議員視察を隔年実施とし、18年度は取りやめたことなどによるものでございます。

第2款 総務費でございます。

正副管理者及び理事等の報酬、事務局長及び総務課職員の人件費、弁護士委託料などの管理的経費並びに監査委員費など、1億2,613万円余でございます。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費1億2,567万円余は、総務課職員の人件費など組合の経常的運営費でございます。

16ページ、17ページの委託料、2,648万円余は、各種裁判にかかわった弁護士委託などでございます。

18ページ、19ページの第2目 監査委員費は、監査委員にかかわる経費45万円余でございます。

続きまして、同じページの18、19ページの下段以降は、第3款 衛生費でございます。組合の事業を遂行する職員の人件費や物件費、各種事業などに伴う経費など、97億3,797万円余でございます。

第1目 清掃総務費は組合の事業を遂行する上で、直接必要な人件費や事務経費で2億9,036万円余でございます。

20ページ、21ページをお開き願います。

広報関係の経費といたしまして、委託料で組合広報紙たまエコニュースの発行、ホームページの管理、運営に要する経費、その他として、負担金、補助及び交付金で、三多摩は一つなり交流事業などの経費に対し支出いたしております。

申しわけありません。19ページにお戻りいただきまして、清掃総務費の不用額3,618万円余の主な要因でございますけれども、人件費の年齢構成等による差額、広報活動等業務委託等の契約差金などがございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。

第2目 ニツ塚処分場費でございます。15億6,069万円余は、ニツ塚処分場の運営管理に係る各種経費、地元への交付金等でございます。

需用費の主なものといたしましては、電気料、上下水道料、修繕料などがございます。

中段下からの委託料5億6,294万円余は、廃棄物埋立作業業務委託などに対しまして支出いたしております。

次に、24ページ、25ページ、最下欄に記載の使用料及び賃借料1,460万円余は、ニツ塚処分場の覆土材置き場でございます相沢沖用地賃借料などの借上料が主なものでございます。ただし、相沢沖の借地につきましては、年度内にすべての民間部分の用地買収が終了いたしております。

続きまして、26ページ、27ページでございます。

工事請負費は、第2期焼却残さ埋立区画仮最終覆土工事など6,757万円余でございます。

公有財産購入費でございますけれども、15年度から買収が始まりました相沢沖覆土材置き場の用地買収に要した費用1億7,556万円余でございます。

負担金、補助及び交付金は、処分場受け入れに伴う地元日の出町に対する地域振興事業費6億円、秋川流域地域振興事業負担金として、魚の放流事業に対する2,000万円で、合わせて6億2,000万円でございます。

申しわけございません。23ページの上から2つ目にお戻りいただきまして、ニツ塚処分場費の不用額2億3,322万円余の主な要因は、需用費での実績が当初の見込みより少なかったこと、また委託料では各種委託の契約差金などによるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページでございます。

中段の第3目 谷戸沢処分場費でございます。維持管理及び関連工事に係る経費など4

億4,935万円余でございます。

需用費7,852万円余は、水処理施設の運転に係る経費などを支出いたしております。

続きまして、28ページ、29ページでございます。

委託料でございますけれども、処分場内施設管理業務、生活環境モニタリング調査などの谷戸沢処分場の維持管理全般に係る経費に係る各種委託によりまして、2億5,930万円余を支出いたしております。

使用料及び賃借料でございますけれども、処分場内の町有地、国有地の借上料などが主なものでございまして、3,417万円余を支出いたしております。

工事請負費は、場内電気設備改修工事、ビオトープ整備工事を実施しまして、5,869万円余でございます。

負担金、補助及び交付金は、日の出町が実施した谷戸沢処分場水質調査の負担金1,601万円余でございます。

27ページにお戻りいただきまして、中ほどの谷戸沢処分場費の不用額9,406万円余の主要因でございますけれども、需用費の修繕料での実績が当初の見込みよりも少なかったこと、また各種委託料の契約差金などによるものでございます。

次に、28ページ、29ページでございます。

下段の第4目 エコセメント事業費は74億3,755万円余で、繰越明許費によるエコセメント化施設建設工事などのほか、7月からの本格稼働に伴う運營業務委託などがございます。

事業の主なものといたしましては、需用費8億5,649万円余は、31ページの電気料4億9,631万円余などに対する支出でございます。

30ページ、31ページでございますけれども、中ほどの委託料30億2,564万円余は、主に運營業務委託が28億4,079万円余を占めておりまして、その他繰越明許費によるエコセメント化施設建設工事等監理委託1億1,445万円などがございます。

次に、工事請負費27億1,845万円は、6月まで建設工事が延長された繰越明許費によるエコセメント化施設建設工事に対する支出でございます。

負担金、補助及び交付金でございますけれども、エコセメント化施設の試運転時の原燃料費及び資材費の繰越明許費による支出2億3,217万円余でございますが、試運転のためロスを見ていたところ、ロスが少なく済んだため、4,732万円ほどの不用額が出ております。

また、エコセメント化施設の建設に当たりまして、日の出町に対し、2年間で総額11億円の特別交付金を交付することになっておりますが、18年度は1年目の6億円を支出いたしております。

29ページにお戻りいただきまして、下から3つ目のエコセメント事業費の不用額の主要因につきましては、委託料で焼却残さ搬入量の減による運營業務委託費の減、あるいは各種契約の差金など、また試運転時の施設運営関連経費の不用額などによるものでござい

ます。

次に、第4款 公債費は、30ページ、31ページ下段、それから32ページ、33ページにわたりますけれども、谷戸沢及び二ツ塚両処分場の建設工事に係る政府債等の元金及びエコセメント事業を含む利子の償還金、合わせまして、31ページのとおり26億7,610万円余でございます。

32ページ、33ページでございますけれども、第5款 諸支出金は、備考欄の各4基金に対しまして、前年度決算繰越金及び運用利子によりまして10億2,958万円余を積み立てたものでございます。

第6款 予備費でございますけれども、年度中の充当はございませんでした。

以上、最下欄をごらんいただきまして、歳出の合計は135億7,834万円余でございます。

次に、39ページ以降は、財産に関する調書でございます。40ページ、41ページには、土地、建物及び無体財産権の公有財産につきまして、42ページには、物品及び基金につきまして記載をしております。

また、決算書及び決算関係調書のほかに、主要事務事業報告書、決算審査意見書が別冊でございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

以上、甚だ簡単ではございますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小林 義治君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

青梅市、山井議員。

○5番（山井正作君） 細かい点になろうかと思いますが、簡潔に何点かご質問をさせていただきます。

まず、11ページの下段、4款であります。諸収入でエコセメント等売却益5,485万円強であります。この中身ですが、エコセメント等とありますけれども、その「等」の中身についてお伺いします。

そして、売却益という表現になっておりますけれども、これは単純に売り上げというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

それから、主な売却先についてお伺いをいたします。

それから次に、歳出の方で、19ページの上段になりますが、2款の総務費であります。公用車借上料33万円強ありますが、27ページにも公用車の説明がありますけれども、この公用車の位置づけとこの歳出の基準についてお伺いをいたします。

次に、21ページの下段、3款であります。衛生費、入館団体職員共済会負担金17万円強とありますが、この入館団体と職員の位置づけも含めてご説明をお願いします。

それから、23ページの上段、同じく3款の衛生費であります。優良運転者表彰3万円とありますが、この表彰対象者は組合職員なのかどうか、さらに表彰の制度内容について

お伺いをいたします。

次に、31ページの中段、同じく3款の衛生費であります。開所式典業務委託1,400万強でございますが、これの支出の主な内容についてお伺いをいたします。

それから、総務費、衛生費あわせてであります。委託費の項目がかなり多くありますけれども、この委託費については一般入札と随意契約、それぞれあると思っておりますが、その件数の割合についてお伺いをいたします。

さらに、随契の場合は、落札率の平均と最高、最低についてお伺いをいたします。

それから、審査意見書の方にも入ってよろしいでしょうか。

この審査意見書の12ページの上段に、総括的意見・要望がありまして、その(1)のエコセメント事業についてという見出しがございます。この中で、「製造、出荷した製品は、各自治体での公共工事に利用され始めており、エコセメント事業は、順調に進められているものと認識している」とありますけれども、この18年度の当初計画に対して何%ぐらいの推移だったのか、お伺いをいたします。

それから、出荷金額の総額もお伺いをいたします。

さらに、意見書のこの資料に対して、監査された方の名前が記載されておられませんけれども、一般的には、だれが監査をしたのかというのがあると思っておりますが、これについて記載されていない経過、理由についてお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（小林 義治君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） それでは、私の方から、2番目の質問、公用車借上料の関係につきまして御説明を申し上げます。

ご質問の組合の公用車でございますけれども、通常、組織団体にもございます位置づけとしましては庁用車でございます。こちらは、府中事務所に1台、二ツ塚管理センターの方には7台設置してございます。

また、公用車でございますけれども、府中事務所の車両につきましては、主に組織団体に出向く際に使っております。管理センターの車両につきましては、広い二ツ塚処分場ですとか離れております谷戸沢処分場の管理や環境調査、あるいは各団体等の視察にも利用しております。また、地元日の出町の自治会ですとか町役場などに出向くことが多い、1日の間で何人も使用することがありますので、7台設置しておるところでございます。

歳出の基準でございますけれども、組織団体では、備品購入としまして購入しているケースも見受けられますけれども、組合につきましては、経費の平準化のためにリースとしまして対応しているところでございます。

歳出の基準につきましては特に設けてございません。

次に、3番目の、21ページですか、入館団体職員共済会の負担金についての答弁をさせ



ていただきます。

まず、入館団体共済会負担金につきましては、この東京自治会館に入っている6団体で構成する職員共済会に対します負担金でございます。自治会館の中には、東京市町村総合事務組合あるいは市長会、町村会、私どもの東京たま広域資源循環組合、あるいは財団法人東京市町村自治調査会などで構成されておるわけでございます。

職員の位置づけにつきましては、当組合は中でも独立しました一部事務組合ということでありまして、私どもの組合の職員で申し上げれば、東京都または組織団体の職員からの派遣職員の位置づけとなっております。全員が派遣職員でございます。

共済会の負担金、この共済事業でございますけれども、この自治会館の中では給付事業、これは職員の慶弔費など、あるいは福利厚生事業として自己啓発助成等を行っているものでございます。そういった内容でございます。

それから次に、6番目でございますか、総務費、衛生費にかかわります委託費の契約の關係の答弁をさせていただきます。

まず、1つ目で、入札と随契約の件数割合というご質問がございましたけれども、こちらにつきましてでございますが、平成18年度につきましては、入札が16件で23%、随意契約が55件で77%となっております。当組合では入札を基本に考えておりますけれども、廃棄物の最終処分を目的としております組合事業の継続性、技術力、専門性、特殊性、これらにかんがみまして、競争入札に適さないものも多く、随意契約の割合が多くなっているのも確かでございます。

それから、この委託事業の随意契約の落札率でございますけれども、平均で約97%、最高の落札率が約99%、最低で約82%となっております。

次に、私の方からもう1点、最後にご質問のございました決算意見書、この意見書に監査委員の名前が記されていないというご質問でございます。決算意見書につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、地方公共団体の長が、監査委員の審査に付した決算について、監査委員の意見をつけて議会認定に付すこととなります。当組合におきましても、この手続は踏んでおりまして、監査委員からは、本日お配りしてあります意見書にあわせまして監査委員の氏名が記載された公文書、かがみ文でございますが、これが管理者あてに提出されております。今回の議会につきまして、あるいは従来もでございますけれども、意見書のみ、この内容だけで配付をさせていただいているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（小林 義治君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（原島 利行君） それでは、私からは、開所式典業務1,400万強の支出の主な内容についてご答弁をさせていただきます。

この式典につきましては、エコセメント化施設の落成記念式典でございまして、二ツ塚の会場と立川の2会場で行われてございます。二ツ塚の会場で行われた落成記念式典でございますが、式典用テントあるいはステージ、あるいはモニターなどの会場設営費の関係で約800万、それから、立川の会場では、会場費などレセプション関係で350万円余の支出でございます。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） それでは、私の方からお答えいたします。

まず、決算関係調書の11ページの備考欄にございますエコセメント等売却益のご質問でございますが、これはすべてエコセメントの売却益5,400万円余でございます。

続きまして、2番目の件でございます。

売却益としては売上金として理解してよいかというご質問でございますけれども、一般的な売上金との概念ではございません。東京たまエコセメント株式会社、これは私どものエコセメント事業の受託業者でございますけれども、循環組合と結んでございます生成品有償譲渡契約がございます。これに基づきまして譲渡の対価として循環組合に支払われる金額でございます。

それから、主な売却先でございますけれども、こちらにつきましては、運營業務委託契約書で、運営受託者でございます東京たまエコセメント株式会社が全量を引き取るという契約になっているので、すべて東京たまエコセメント株式会社が引き取るということになってございます。

引き続きまして、ご質問の決算審査意見書の12ページの5番の1、エコセメント事業についてのところでございます。生産されたエコセメントの仕組みでございますけれども、生産されたエコセメントを循環組合から引き取り後、東京たまエコセメントから親会社である太平洋セメント(株)に販売されて、太平洋セメント(株)の販売力を活用してセメント市場に流通していくという仕組みでございます。

このように、民間市場で流通してございますので、販売金額等は商取引で異なりますし、販売先も企業秘密になっているという状況がございますので、循環組合として組織団体の公共工事等でどの程度使われているかという実態を把握する方法を、今、検討しているところでございます。

続きまして、出荷金額の総額でございます。こちらは、先ほどの決算関係調書の11ページに書かれてございますエコセメントの売却益の金額の5,400万円余でございます。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） 事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） 4番目にご質問のございました優良運転者表彰の件でご

ざいます。対象と内容ということでございます。

対象者は廃棄物車両の運転に従事している運転手でございます。

内容は、18年度につきましては、3年以上運転業務に従事している者で、3年以上無事故、無違反であった者を対象にいたしまして、優秀かつ後進の模範となるということで、表彰状と記念品1人1万円、18年度は3名でございましたので、3万円の支出でございます。

以上でございます。

○議長（小林 義治君） 山井議員。

○5番（山井正作君） 1点だけ、細かい点で恐縮でございますが、11ページのところのエコセメント等とある、先ほどの質問の「等」でありますけれども、中身がすべてエコセメントということなので、「等」がないわけですね。だとすれば、「等」を次回から、なければ等はない方がわかりやすいので、そのようにしたらいかがでしょうか。

○議長（小林 義治君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） ただいま貴重なご意見をいただきました。私どもの表記が正確でなかったという点でおわび申し上げます。

○議長（小林 義治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、対間議員さん。

○1番（対間 康久君） 1番、対間康久でございます。

議案第8号について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

一般会計歳入歳出決算書によりますと、平成18年度の歳入決算額141億7,710万4,274円に対し、歳出決算額は135億7,834万3,852円であり、歳入歳出差引残高は6億円弱となっております。これは、適正な予算の執行がなされる中で、各組織団体の努力によりごみの回収量が減少し、その処分経費が節減できたことがあります。

また、予算執行に当たって、事業内容を精査し、不急なものについては改めて執行を見送るなどの努力がなされた結果と理解いたしております。

この差引残高は、翌年度への繰越金になると考えられますが、こここのところの原油高騰のように、今後、循環組合の経費がどうしても増加することが考えられます。したがって、1つの方法として、これを基金に積み立てるなどして、有効な活用をしていただきたいと思います。

一方、各組織団体の厳しい財政状況を考慮し、循環組合としては今後とも運営経費のさらなる削減に努めていただきたいと思います。

議員の皆様方にもお願いがあります。でき上がったエコセメントについては、順調に市場に流通しているようですが、今後とも安定的な需要を確保するには、組織団体による利用が重要と考えます。我々は、循環組合の組織団体の議員でもありますので、それぞれの市や町がエコセメントを活用するようなさらなる働きかけをお願いしたいと考えます。

最後になりますが、循環組合の事業に日ごろよりご理解、ご協力をいただき、多摩40万人の生活を支えてくださっている日の出町の皆様に、心より感謝と敬意を申し上げ、決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（小林 義治君） ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第8号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

[日程第6] 議案第9号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（小林 義治君） 日程第6、議案第9号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案書17ページ、議案第9号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、繰越金を確定し、同額を最終処分場等施設整備基金及び財政調整基金の2基金に積み立てを行うこと、及び基金や歳計現金などから生じる利子収入を基金費及び予備費に計上することについて、議案書に記載のとおり4億5,433万8,000円を歳

入歳出それぞれ増額し、総額を109億3,185万5,000円とするものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小林 義治君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

事務局長、中村君。

○事務局長（中村 豊君） では、今回の補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の理由でございますけれども、今、管理者からございましたように、大きく2点ございます。

1つは、前年度の繰越金を確定して歳入に計上し、この額を基金費に積み立てるものでございます。もう一つは、組合の資金運用におきまして、無利子である決済性普通預金を有利子の普通預金に変更いたしまして、資金の効率的な運用を図るため、基金から生じる利子を基金費に積み立て、また歳計現金等による利子につきましては、予備費に上乗せるものでございます。

それでは、議案書の20ページ、21ページをお開き願います。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

歳入は、まず、第2款 財産収入でございますけれども、4基金から生ずる年度末までの預金利子収入見込み分366万1,000円を増額するものでございます。

第4款 繰越金でございますけれども、金額が確定いたしました平成18年度の繰越金4億4,876万1,000円を増額いたしまして、当初予算の1億5,000万円と合わせまして5億9,876万1,000円の繰越金とするものでございます。

第5款 諸収入でございますけれども、組合の歳計現金及び歳入歳出外現金の年度末までの預金利子収入見込み分191万6,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。議案書23ページ以降が説明書でございますけれども、27ページをお開き願います。

第5款 諸支出金、第1項第1目 基金費の説明欄をごらんください。

周辺環境整備対策基金及び組合債償還基金につきましては、利子収入分を積み立てます。

最終処分場等施設整備基金には、前年度繰越金2億円と利子収入分を、財政調整基金には、前年度繰越金2億4,876万1,000円と利子収入分をあわせて積み立て、今後の財政運営をさらに円滑に進めてまいります。

次に、第6款 予備費でございますけれども、歳計現金及び歳入歳出外現金の預金利子収入分を増額いたしまして、台風被害など不測の事態に備えるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小林 義治君） 以上をもって、説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小林 義治君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 平成19年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、報告事項。

事務局より発言がありますので、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（風間 智君） 事務局よりご連絡がございます。

本日、お手元に行政視察資料という冊子をお配りしております。そちらをごらんいただきたいと思っております。

行政視察でございますが、日時につきましては、表紙でございますように、11月6日火曜日から7日水曜日にかけてでございます。

3ページ、4ページをお開き願いたいと思っております。

こちらに日程を掲げてございます。初日は北見市の野村興産イトムカ鉱業所で、使用済み電池や蛍光灯のリサイクル処理の視察をしていただきます。

2日目でございますけれども、札幌市のリサイクル団地及び埋立処分場の跡地を公園化したモエレ沼公園の視察をしていただき、昼食後、空港に向かいます。

帰りの飛行機は午後5時に出発予定でございます。羽田には午後6時35分ごろの到着予定でございます。

なお、新千歳空港で航空券をお渡しした後は、自由行動とさせていただきます。実質的にはここで解散となります。

それで、初日の出発に当たりまして、集合場所及び時間等でございますが、改めて1ページをごらんください。

当日は、午前7時に羽田空港第1旅客ターミナルの2階7番時計付近に集合をしていただきます。航空券は6時半ごろから議員さんの分も含めまして、事務連絡協議会の部課長

さん方にお渡しをいたします。飛行機の出発につきましては、7時45分の予定でございますけれども、搭乗までに30分ほど要しますので、お早目の手続をお願いいたします。

なお、初日の視察先イトムカでございますが、ほこりなどが衣服につくこともございますので、ヤッケ、ジャンパー等の上着をご用意いただければと思います。

視察につきましては、以上でございます。

続きまして、もう1点、連絡事項がございます。

随行の方の席上に、東京たまエコセメント認証事業者一覧を配付させていただきましたので、清掃担当部署のほか、建設担当部署の方にもお渡し願いたいと思います。

連絡事項は以上でございます。

○議長（小林 義治君） 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成19年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

午後 2時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合

議 長 小 林 義 治

第10番議員 遠 藤 百合子

第26番議員 上 野 勝